

一般社団法人 熊本県物産振興協会会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県物産振興協会（以下「協会」という。）の会員に関し、定款第3章に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(新入会員)

第2条 協会に会員として新しく入会しようとするものは、入会申込書（様式第1号）及び経営概況書（様式第2号）を会長に提出するものとする。ただし、定款第5条(2)及び(3)に定める特別会員及び賛助会員は入会申込書（様式第3号）のみとする。

2 理事会は、前項の規定により入会申込みのあったものについて、(別表)の「新規入会申込会員の審査基準」に基づいて、審査を行い、承認又は不承認の決定を行わなければならない。

3 前項で承認されたものは、協会の会員となる。

(会 費)

第3条 会員は、次に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(1)普通会員

①事業主を含めた従業員の数が3人以下の場合	年額	12千円
② 〃 4人以上10人以下の場合	年額	18千円
③ 〃 11人以上20人以下の場合	年額	30千円
④ 〃 21人以上30人以下の場合	年額	36千円
⑤ 〃 31人以上の場合	年額	60千円

(2)特別会員

熊 本 県	2,000千円
熊 本 市	300千円
市(熊本市を除く)	100千円
町 村	50千円
商工・経済団体	50千円

(3)賛助会員

年 額 50千円以上

(入会金)

第4条 普通会員として新しく加入が承認された会員の入会時における入会金は、前条第1項による区分の年額相当額とする。

(負担金)

第5条 協会が実施する事業にかかる諸経費を支弁するため、事業に参加する会員 から負担金を徴収することができる。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を有する。

- (1)協会が実施する事業に参加すること。
- (2)協会からの情報の提供及び刊行物・資料等の配布を受けること。
- (3)その他

(会員の義務)

第7条 会員は次の義務を負うものとする。

- (1)会員は、協会の実施する事業に対して積極的に参加し、又は協力すること。
- (2)入会金及び会費を所定の期限までに納入すること。

(会員の活動の制限)

第8条 会員は、次の場合は協会が実施する事業への参加を一時停止させられる場合がある。

- (1)会費の未納の場合
- (2)協会の定款等の定めを遵守しない場合
- (3)その他協会の名誉を傷つける行為を行った場合

(会員の退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会は定款第8条により退会届(様式第4号)の提出等所定の手続きを行うものとする。

2 団体会員にあっては、当該団体を解散したときは、その旨をすみやかに会長に届出なければならない。

3 死亡した会員の相続人は、引き続いて協会の会員となることを希望するときは、すみやかにその旨を会長に申出をしなければならない。

4 前項に定める場合において、第2条第2項による審査で承認されたものについては、会費及び入会金を徴収しない。

ただし、当該会計年度における会費が支払われていない場合は、当該会費を徴収するものとする。

(委 任)

第10条 この規定に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(別表)

新規申込会員の審査基準

1 普通会员

次の各号に基づいて普通会员の審査を行うものとする。

- (1) 県内に本拠を有して、産出、生産、製造、製作又は加工（以下「製造等」という。）の業を営む個人又は団体。
- (2) 県内事業者のアイデア・デザイン等による製品を、販売する条件で、県外業者又は県外に設置した県内事業者の工場等で製造等を行う個人又は団体。
- (3) 前2号に定める製造等がされたものを販売する個人又は団体。
- (4) 創業から1年以上の業歴を有している個人又は団体であること。
- (5) PL保険（製造物賠償責任保険）等各種賠償保険に加入していること。
- (6) 暴力団対策法で指定を受けた暴力団等反社会的団体に属していないこと。
- (7) 法令等に反する行為を行った者又は団体でないこと。
- (8) 協会の秩序を乱さず、協会の信用を傷つける恐れのない者又は団体であること。
- (9) 食品関係の県産品を取り扱う者又は団体の場合は、所轄保健所の営業許可を取得していること。
- (10) 審査基準に定めるもののほか、必要な事項については理事会の議決を経て、別に定める。

2 特別会員

- (1) 県内の商工及び農林水産関係団体を構成員とする団体
- (2) 県内の普通地方公共団体

3 賛助会員

本協会の目的に賛同する個人又は法人であること。